

自動車
運転者の

バス事業者の皆様へ



時間外労働の上限規制・改善基準告示

積極的に取り組んで行きましょう！！

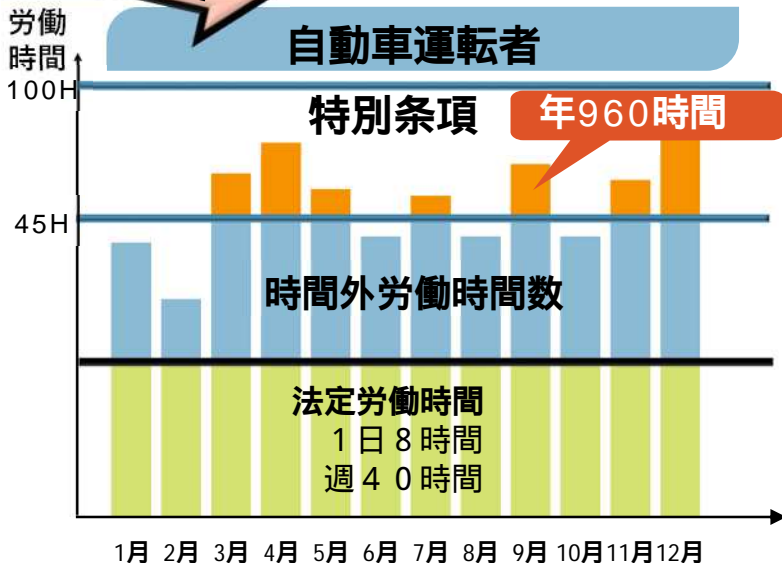
東京労働局発



進めよう！
ドライバーの
働き方改革・TOKYO



ポイント



【原則】 月 45 時間
年間 360 時間

【特別条項】

(臨時的な特別な事情の場合)

特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、年間960時間
特別条項の回数制限の適用なし

その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。

改善基準告示の詳細については裏面をご確認ください。



東京労働局・労働基準監督署(支署)・公共職業安定所

改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、労働基準法の時間外労働の上限規制とともに改善基準告示を遵守していただく必要があります。

○ 1か月（1年）、4週平均1週（52週）の拘束時間 のいずれかを選択

1か月（1年）の基準

【原則】 1年間：3,300時間 1か月：281時間以内

【例外】（貸切バス等常務者の場合）：労使協定により、次のとおり延長可

1年：3,400時間以内、1か月：294時間以内（年6か月まで）。281時間超は連続4か月まで

4週平均1週（52週）の基準

【原則】 52週：3,300時間以内、4週平均1週：65時間以内

【例外】（貸切バス等常務者の場合）：労使協定により、次のとおり延長可

52週：3,400時間以内、4週平均1週：68時間以内（52週のうち24週まで）、65時間超は連続16週まで

○ 1日の拘束時間：原則13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）

○ 休息期間：継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない。

○ 運転時間

2日平均1日：9時間以内、4週平均1週：40時間以内

連続運転時間は4時間以内（運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上）



以下を含めた総合対策をお願いします！



安全衛生対策（労働基準監督署）

— 「交通労働災害」「腰痛災害」防止対策 —

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策
管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策
作業態様別（重量物取扱い、車両運転時）の対策を実施しましょう。
- 定期健康診断の確実な実施等による健康管理対策
健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理に取り組みましょう。



人材確保・就職支援（ハローワーク）

— 「人材確保」「就職支援」を専門スタッフが支援 —

- 人材確保等支援助成金をご活用ください！
労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成
- 求人者の皆様に支援します！
- 求人・求職のマッチングを促進します！
対象職種での就職を希望する方を対象に支援
- 求職者の皆様に支援します！
求人・求職を促進する各種のイベントを開催

